

民生専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町 合併協議会

提案 番号	協議項 目番号	コード番号	分科会 名称	事務事業等名称（項目名）	現況調査 ページ	問 題 点	調 整 案	調 整 案 の 詳 細
1	17	030201030101	住民	難病患者激励費	3	佐久市が単独で実施している。	合併時までに調整する。 合併時、佐久市の例により新市の区域で実施する。	難病患者に激励費を贈り、病床を慰め激励する。 【対象者・対象金額】 ①人工透析患者：20,000円/年 ②人工透析患者で生活保護受給者：5,000円/年 ③人工透析患者以外の難病患者：5,000円/年
2	17	030201030105	住民	難病患者等通院費補助事業（単独分）	4	浅科村・望月町が実施している。	合併時までに調整する。 難病患者等の通院については、障害者等外出支援サービス事業の対象として新市で実施することとしており、現金の給付による補助事業は合併時廃止する。	
3	16	020203010102	生活環境	化製場等に関する許可申請手数料	5	佐久市・浅科村が実施している。	合併時、佐久市・浅科村の例により許可申請手数料を徴収する。	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 1件につき12,000円 化製場設置許可申請手数料 1件につき19,000円 動物の飼養又は収容の許可申請手数料 1件につき6,000円
4	16	020203010201	生活環境	家庭ごみ処理手数料	6	4市町村とも手数料を徴収しているが、料金に差異がある。	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整する。 合併時、佐久市の例を基本に統一する。	○処理手数料（ごみ袋料金）は、佐久市の例を基本に、10枚あたり 大 165円、小 110円とする。 ○ごみ袋の種類は、①可燃、②埋立・不燃ごみ、③資源ごみ・容器包装プラスチック及びビニール、④生ごみ（臼田のみ）の4種類とする。 ○ごみ袋の形態は、統一したものを使用する。
5	22	030203021101	生活環境	望月町外1市水道企業団負担金	7	望月町が単独で加入し負担している。	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整する。 合併時、新市において加入し負担する。	合併時までに、分担金の負担割合について、当該一部事務組合と協議を進める。
6	22	050203020103	生活環境	望月外1市水道企業団	8	望月町が単独で加入している。	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整する。 合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う。 合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 合併後、当該一部事務組合のあり方について、3年以内に見直す。 望月支所内に事務局を置く。

提案 番号	協議項 目番号	コード番号	分科会 名称	事務事業等名称 項目名)	現況調書 ページ	問 題 点	調 整 案	調 整 案 の 詳 細
7	28-2	010203010317	生活環境	化製場等に関する許可申請	10	佐久市・浅科村が実施している。	合併時、佐久市・浅科村の例による。	県知事の告示によって禁止区域、許可区域、許可を必要としない区域があることから、規制、動物の飼養・収容の許可地域については県知事の告示に基づいて許可申請を受け付ける。 主に都市計画区域の用途地域によって規制されているが、今後県の動向に合わせて見直しをしていく。
8	28-2	010203010411	生活環境	星空の街・あおぞらの街」協議会 全国大会開催)	11	佐久市・臼田町が「星空の街・あおぞらの街」全国協議会に入会している。また、全国大会を来年度佐久市で開催することが決定している。	合併時、新市において協議会に加入し、全国大会を開催する。	「星空の街・あおぞらの街」協議会は郷土の環境を活かした地域おこしの推進と大気環境保全意識の高揚を図る団体であり、新市において協議会へ加入する。なお、加入負担金はない。 全国協議会長は、全国大会を開催する市町村長とされており、現在佐久市長は、次期開催地の市長としての立場で同協議会の副会長であり、平成17年2月に京丹後市から佐久市に全国大会の事務引継をすると協議会長になる。主催は、環境省と都道府県と全国協議会であり、主管は開催する市町村と、(財)日本環境協会である。全国大会の経費は、開催市町村と都道府県で負担する。
9	28-2	010203010604	生活環境	事業系一般廃棄物処理	12	4市町村とも実施しているが、処理手数料・分別方法に差異がある。	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整する。 合併時、事業系一般廃棄物処理を統一して実施する。	◎佐久市、川西保健衛生施設組合の例により、事業系一般廃棄物を処理する。 ◎処理手数料はごみ袋料金に含め、ごみ袋の料金は処理費用の50%にあたる1,500円/10枚とする。 ◎ごみ袋の種類は、①可燃ごみ、②埋立ごみ・不燃ごみとしごみ袋の形態は、新市において統一したものを使用する。 ◎事業系一般廃棄物のごみ袋は、本庁及び支所の窓口のみの販売とする。

＊各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。